

別 紙

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

行方市の人囗は昭和 60 年で 43,074 人であったのに対し、令和 7 年 1 月時点では 29,833 人になっており、13,241 人の減少となっている。特に、合併した平成 17 年から平成 22 年にかけての 5 年間の人口減少は著しい状況にあった。年齢別人口構成をみても年少人口が低く、高齢化率が高い傾向にあり、令和 6 年 4 月末現在で、高齢化率は 37.6% と高い状況にある。

産業別人口は、平成 17 年から令和 2 年の 15 年間の推移をみてみると、第 1 次産業が 25.3% から 22.4% に減少。第 2 次産業は、28.7% から 28.4% とほぼ横ばいで推移、第 3 次産業が 44.5% から 49.1% と増加状況にある。

工業の現状は、近年の生産年齢人口の減少などの経済環境低迷の影響もあり、令和 2 年までの 15 年間の事業所数は、129 事業所から 83 事業所に、従業員数は、3,446 人から 2,908 人に、製造品出荷額等は、634 億円から 619 億円と減少傾向にある。

交通、物流の面では、市内に鉄道路線はなく、交通インフラとしては、東関東自動車道水戸線(潮来 IC～鉢田 IC)が 2026 年度に開通が予定されている状況である。

工業団地は市内に 2箇所あり、そのひとつ北部の上山鉢田工業団地は圏央道や東関東自動車道水戸線等の高速道路建設の動きに裏付けられ景気の回復基調や活況を取り戻し現在 11 社が創業している。また、北東部の北浦複合団地は継続的な環境整備が進められ、平成 20 年には販売価格も確定し、今後の高速道路の開通による首都圏からのアクセス向上を大きなアピールポイントとして、企業誘致活動を本格化しているが、いまだ進出は皆無の状況である。

現在、中小企業の従業員数、製品出荷額が減少しており、また、さらに今後予想される人出不足等に対応するため、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、市内中小企業の生産性向上につなげる。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第 49 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、中小企業の従業員数、製品出荷額の増額を目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に 5 件の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

（3）労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本市の産業は、古くから縫製や食品などの軽工業が集積しており設備なども古いため、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等すべてとする。

ただし、太陽光発電設備については、景観や環境に配慮するため、発電電力を自ら消費する設備及び発電電力の全てを他社に供給し売電収入を得る設備であって、発電又は売電事業以外の市内の自己の所有に属する事業所に付帯し設置するものに限る。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

（1）対象地域

本市の産業は、南北24km、東西12kmの長方形に近い形状で台地と低地からなり、その面積は、約222.48m²であり、市内全域に立地しているため、本計画の対象地域は、市内の全域を対象とする。

（2）対象業種・事業

本市の産業は、なだらかな丘陵地帯に広がる農地と、その間に残る平地林からなる景観は、特産品である農産物の生産場であるのみならず、霞ヶ浦湖岸地帯の麻生、玉造の市街地など、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が本市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上の実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、中小企業の設備投資を支援、IT導入による業務効率化等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

（1）導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間（令和7年4月1日～令和9年3月31日）とする。

（2）先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の期間は、3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・人員削減を目的とした取組を先端性設備等導入計画の認定の対象としない。また、雇用の安定に配慮する。
- ・公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。
- ・市税及び税外収入金の滞納がある場合は認定しない。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。